

平成21年5月12日（火曜日）

福島県報号外第35号別冊

# 平成21年度福島県一般会計予算、 特別会計予算及び事業会計予算の要領

福島県

## 目 次

平成 2 1 年度福島県一般会計予算	1 頁
平成 2 1 年度福島県公債管理特別会計予算	1 4 頁
平成 2 1 年度福島県土地取得事業特別会計予算	1 6 頁
平成 2 1 年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	1 8 頁
平成 2 1 年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算	2 1 頁
平成 2 1 年度福島県農業改良資金貸付金特別会計予算	2 3 頁
平成 2 1 年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算	2 6 頁
平成 2 1 年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	2 8 頁
平成 2 1 年度福島県港湾整備事業特別会計予算	3 0 頁
平成 2 1 年度福島県流域下水道事業特別会計予算	3 4 頁
平成 2 1 年度福島県証紙収入整理特別会計予算	3 9 頁
平成 2 1 年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算	4 1 頁
平成 2 1 年度福島県工業用水道事業会計予算	4 3 頁
平成 2 1 年度福島県地域開発事業会計予算	4 5 頁
平成 2 1 年度福島県公営企業資産活用事業会計予算	4 7 頁
平成 2 1 年度福島県立病院事業会計予算	4 8 頁

## 平成21年度福島県一般会計予算

平成21年度福島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ875,448,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県	税	202,165,000
	1 県 民 税	65,322,000
	2 事 業 税	45,715,000
	3 地 方 消 費 税	19,016,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,555,000
	5 県 た ば こ 税	4,079,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	855,000
	7 自 動 車 税	30,973,000
	8 鉦 区 税	12,000
	9 核 燃 料 税	4,345,000
	10 自 動 車 取 得 税	3,725,000
	11 軽 油 引 取 税	22,557,000
	12 狩 猟 税	73,000

款	項	金 額
	14 固 定 資 產 稅	408,000
	15 產 業 廢 棄 物 稅	530,000
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		40,427,000
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	40,427,000
3 地 方 讓 与 稅		17,772,000
	1 地 方 道 路 讓 与 稅	4,720,000
	2 石 油 ガ ス 讓 与 稅	300,000
	3 航 空 機 燃 料 讓 与 稅	17,000
	5 地 方 法 人 特 別 讓 与 稅	12,735,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,383,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,493,000
	2 特 別 交 付 金	890,000
5 地 方 交 付 稅		207,853,000
	1 地 方 交 付 稅	207,853,000
6 交 通 安 全 對 策 特 別 交 付 金		920,000
	1 交 通 安 全 對 策 特 別 交 付 金	920,000

7 分 担 金 及 び 負 担 金		9,204,118
	1 分 担 金	690,886
	2 負 担 金	8,513,232
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,791,547
	1 使 用 料	12,313,765
	2 手 数 料	3,477,782
9 国 庫 支 出 金		99,173,786
	1 国 庫 負 担 金	41,636,967
	2 国 庫 補 助 金	54,847,517
	3 委 託 金	2,689,302
10 財 産 収 入		1,980,135
	1 財 産 運 用 収 入	1,029,923
	2 財 産 売 払 収 入	950,212
11 寄 附 金		36,276
	1 寄 附 金	36,276
12 繰 入 金		31,751,938
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,930,248

款	項	金額
	2 基金繰入金	26,821,690
14 諸収入		84,704,064
	1 延滞金、加算金及び過料等	455,970
	2 預金利子	41,787
	3 公営企業貸付金元利収入	4,527,108
	4 貸付金元利収入	70,473,680
	5 受託事業収入	905,435
	6 収益事業収入	5,928,625
	7 利子割精算金収入	15,000
	8 雑収入	2,356,459
15 県債		161,286,200
	1 県債	161,286,200
歳入	合計	875,448,064



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,551,193
	1 議 会 費	1,551,193
2 総 務 費		56,192,779
	1 総 務 管 理 費	18,829,848
	2 県 民 生 活 費	2,221,759
	3 企 画 費	14,285,288
	4 徴 税 費	10,467,497
	5 自 治 振 興 費	5,779,716
	6 選 挙 費	1,466,367
	7 防 災 費	1,884,604
	8 統 計 調 査 費	830,387
	9 人 事 委 員 会 費	139,478
	10 監 査 委 員 費	287,835
3 民 生 費		87,779,355

款	項	金 額
	1 社 会 福 祉 費	66,174,283
	2 児 童 福 祉 費	17,314,261
	3 生 活 保 護 費	4,290,768
	4 災 害 救 助 費	43
4 衛 生 費		17,071,527
	1 公 衆 衛 生 費	6,355,555
	2 環 境 衛 生 費	1,052,595
	3 保 健 福 祉 事 務 所 費	2,350,281
	4 医 薬 費	3,772,793
	5 環 境 保 全 費	3,540,303
5 勞 働 費		5,838,476
	1 勞 政 費	153,787
	2 職 業 訓 練 費	1,505,826
	3 雇 用 対 策 費	4,031,294
	4 勞 働 委 員 会 費	147,569
6 農 林 水 産 業 費		65,781,141

	1 農 業 費	17,023,354
	2 畜 産 業 費	2,612,866
	3 農 地 費	27,350,385
	4 林 業 費	15,981,557
	5 水 産 業 費	2,812,979
7 商 工 費		67,957,734
	1 商 工 業 費	67,427,107
	2 観 光 費	530,627
8 土 木 費		98,154,344
	1 土 木 管 理 費	13,454,395
	2 道 路 橋 り よ う 費	52,644,624
	3 河 川 海 岸 費	13,709,468
	4 港 湾 費	5,823,031
	5 空 港 費	581,481
	6 都 市 計 画 費	10,305,348
	7 住 宅 費	1,635,997
9 警 察 費		42,895,319

款	項	金額
	1 警 察 管 理 費	39,493,725
	2 警 察 活 動 費	3,401,594
10 教 育 費		213,369,094
	1 教 育 總 務 費	27,961,559
	2 小 学 校 費	68,787,913
	3 中 学 校 費	41,938,070
	4 高 等 学 校 費	45,013,459
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,740,993
	6 社 会 教 育 費	3,136,307
	7 保 健 体 育 費	891,758
	8 大 学 費	11,899,035
11 災 害 復 旧 費		7,284,628
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,495,546
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,784,082
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	5,000
12 公 債 費		158,110,742

	1 公 債 費	158,110,742
13 諸 支 出 金		53,161,732
	1 利 子 割 交 付 金	732,000
	2 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	600,643
	4 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,478,000
	5 利 子 割 精 算 金	11,000
	6 公 営 企 業 費	9,915,089
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	20,356,000
	8 地 方 消 費 税 清 算 金	18,664,000
	9 配 当 割 交 付 金	177,000
	10 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	228,000
14 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		875,448,064



第 2 表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	南会津警察署庁舎改築事業費	990,858	平成 21 年 度	99,033
				平成 22 年 度	891,825
10 教 育 費	5 特 別 支 援 学 校 費	大笹生養護学校校舎増改築事業費	1,104,683	平成 21 年 度	445,047
				平成 22 年 度	659,636





第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成 21 年度 から 平成 31 年度 まで	1,370,000,000千円に約定利子を加えた額
マルチペイメントネットワーク構築委託	平成 22 年度 から 平成 23 年度 まで	2,907
集中処理機関外部人材活用経費	平成 22 年 度	18,685
福島県土地開発公社事業資金融資債務保証	平成 21 年度 から 平成 31 年度 まで	1,439,747千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
申請・届出オンライン化関連業務委託	平成 22 年 度	29,952
行政事務推進用機器等の賃借 (生活環境部)	平成 22 年度 から 平成 26 年度 まで	45,941
総合情報通信ネットワーク更新等事業	平成 22 年度 から 平成 24 年度 まで	6,786,405
総合情報通信ネットワーク更新工事施工監理業務委託	同 上	62,163
介護老人保健施設整備資金利子補給	平成 22 年度 から 平成 30 年度 まで	28,887
行政検査機器の更新等事業	平成 22 年度 から 平成 25 年度 まで	19,104
火災共済事業資金融資保証	平成 21 年度 から 平成 31 年度 まで	400,000
企業回復応援資金損失補償	平成 21 年度 から 平成 28 年度 まで	30,000
起業家支援保証損失補償	平成 21 年度 から 平成 33 年度 まで	70,000
経営環境改善保証損失補償	平成 21 年度 から 平成 38 年度 まで	400,000

事 項	期 間	限 度	額
関連倒産防止資金（取引円滑化枠）損失補償	平成 21 年度 から 平成 28 年度 まで		25,000
緊急経済対策資金（金融環境激変対策枠）損失補償	同 上		40,000
福島県産業振興センター小規模企業者等設備導入資金貸付事業資金損失補償	平成 21 年度 から 平成 34 年度 まで		615,000
福島県土地開発公社いわき四倉中核工業団地造成事業損失補償	平成 21 年度 から 平成 25 年度 まで	34,556千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
福島県観光物産交流協会事業資金融資損失補償	平成 21 年度 から 平成 22 年度 まで	39,738千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額	
福島県農業振興公社運営資金融資損失補償	同 上	1,780,614千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
福島県農業振興公社事業資金融資損失補償	平成 21 年度 から 平成 26 年度 まで	280,400千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
同 上（担い手支援資金分）	平成 21 年度 から 平成 31 年度 まで	195,000千円に延滞金及び違約金を加えた額	
試験研究用機器の賃借	平成 22 年度 から 平成 23 年度 まで		1,664
農業近代化資金利子補給	平成 22 年度 から 平成 42 年度 まで		28,594
農家経営安定資金利子補給	平成 22 年度 から 平成 31 年度 まで		5,650
農業経営基盤強化資金利子助成費補助	平成 22 年度 から 平成 47 年度 まで		49,593
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成 22 年度 が 平成 36 年度 まで		6,274
野菜生産出荷安定資金造成費補助	平成 21 年度 から 平成 22 年度 まで		103,309
土地改良負担金償還平準化事業利子補給	平成 21 年度 から 平成 32 年度 まで		67,469
農業用河川工作物応急対策事業（下野堰地区・堰体本体工事）	平成 22 年 度		34,600

同	上 (下野堰地区・堰体ゲート工事)	同	上	35,970
湛水防除事業 (川中子地区・川中子排水ポンプ設備工事)		平成 22 年度 から 平成 23 年度 まで		308,000
広域営農団地農道整備事業 (田村 3 期地区・橋梁工事)		平成 22 年度		168,530
福島県林業公社日本政策金融公庫資金借入金損失補償		平成 21 年度 から 平成 22 年度 まで		借入資金限度額210,000千円に約定利子及び遅延利息並びに損失確定の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息を加えた額
福島県林業公社償還資金損失補償		平成 21 年度 から 平成 22 年度 まで		1,315,614千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額
福島県林業公社運営資金融資損失補償		同	上	250,000千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額
林業基盤整備資金利子補給		平成 21 年度 から 平成 51 年度 まで		25,311
漁業近代化資金利子補給		平成 22 年度 から 平成 42 年度 まで		30,166
漁業経営維持安定資金利子補給		平成 22 年度 から 平成 32 年度 まで		7,531
福島県道路公社事業資金融資債務保証		平成 21 年度 から 平成 22 年度 まで		2,839,263千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
同	上	平成 21 年度 から 平成 26 年度 まで		357,136千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
道路再生工事 (国道115号・長瀬川橋)		平成 22 年度		43,000
緊急地方道整備工事 (国道121号・湯野上橋)		同	上	80,000
国道改築工事 (国道121号・大峠道路)		同	上	260,000
同	上 (国道289号・荷路夫バイパス)	同	上	290,000
同	上 (国道399号・中島バイパス)	同	上	100,000
電源立地促進工事 (広野小高線・天神岬工区)		同	上	175,000

事 項	期 間	限 度	額
地方道改築工事（矢吹小野線・(仮) 2号橋、(仮) 3号橋、(仮) 4号橋）	平成 22 年 度		1,140,000
総合流域防災工事（伝樋川）	同 上		40,000
火山砂防工事（藤入川）	同 上		62,000
県営住宅建設工事（梅ヶ丘団地）	同 上		210,367
道路情報登録閲覧システム用機器等の賃借	平成 22 年 度 か ら 平成 25 年 度 ま で		3,992
教育用情報機器等の賃借	平成 22 年 度 か ら 平成 26 年 度 ま で		147,365
生徒の海外留学事業の委託	平成 22 年 度		661
行政事務推進用機器等の賃借（警察本部）	平成 22 年 度 か ら 平成 27 年 度 ま で		228,896

第 4 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地域総合整備資金貸付事業費	1,000,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
本・西庁舎地上デジタル放送対応 受信設備工事費	23,900			
総合情報通信ネットワーク整備 事業費	452,200			
市町村合併支援道路整備費	1,428,100			
福島市御山町公舎電波障害対応 工事費	600			
共生のまち推進事業費	649,000			
社会福祉施設整備事業費	807,200			
ものづくり高度化人材育成事業費	8,500			
ふくしま型農商工連携推進事業	2,000,000			
かんがい排水事業費	771,400			
経営体育成基盤整備事業費	1,012,700			
海岸事業費	205,200			
農地防災事業費	469,400			
農地保全事業費	53,700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 道 整 備 事 業 費	945,600	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
農 村 総 合 整 備 事 業 費	110,500			
ふ る さ と 農 道 緊 急 整 備 事 業 費	180,200			
農 業 集 落 排 水 事 業 費	14,200			
一 般 林 道 費	316,000			
ふ る さ と 林 道 緊 急 整 備 事 業 費	589,200			
一 般 治 山 費	1,281,200			
災 害 関 連 治 山 費	118,700			
県 単 治 山 費	58,000			
漁 港 海 岸 保 全 費	74,200			
漁 港 環 境 整 備 統 合 事 業 費	45,000			
地 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備 費	71,500			
広 域 漁 港 整 備 費	64,800			
水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	4,500			
漁 港 高 度 利 用 整 備 費	64,500			
水 産 基 盤 整 備 事 業 費	21,700			

漁 港 改 良 費	28,000		
農林水産試験研究機関整備費	2,434,000		
災 害 防 除 費 ( 単 独 )	913,000		
道 路 維 持 補 修 費	2,929,300		
機 械 購 入 費 ( 補 助 )	126,800		
道 路 再 生 事 業 費	232,400		
地 方 特 定 道 路 整 備 費	6,729,800		
緊 急 橋 り ょ う 改 修 費	315,800		
道 路 橋 り ょ う 調 査 費	25,600		
道 路 整 備 費	634,600		
国 道 第 1 種 改 良 費	977,000		
国 道 改 築 費	2,876,600		
地 方 道 改 築 費	274,000		
電 線 共 同 溝 整 備 費	48,700		
国 道 第 2 種 改 良 費	13,000		
河 川 改 良 費	403,900		
海 岸 改 良 費	17,000		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふなっこふるさと川づくり事業費	29,200	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
河川流域総合情報システム事業費	112,100			
広域基幹河川改修事業費	996,800			
鉄道橋・道路橋緊急対策事業費	321,700			
広域一般河川改修事業費	100,900			
都市基盤河川改修事業費	295,000			
総合流域防災事業費（河川）	351,400			
高潮対策費	218,700			
今出川総合開発建設費	19,800			
堰堤改良費	85,100			
河川災害関連費	60,800			
緊急砂防等災害関連費	72,200			
砂防施設費	13,100			
地すべり災害防除費	10,000			
急傾斜地崩壊防止対策費	207,600			
通常砂防費	462,800			



火 山 砂 防 費	263,200		
地 す べ り 対 策 費	68,700		
急 傾 斜 地 対 策 費	129,400		
総合流域防災事業費(砂防)	236,200		
港 湾 修 築 費	151,200		
広域資源活用護岸整備費	708,100		
空 港 整 備 事 業 費	44,500		
空港整備事業費(地域自立)	10,800		
重 要 幹 線 街 路 費	421,500		
都 市 公 園 整 備 費	115,800		
県 営 住 宅 建 設 費	254,400		
交通安全施設等整備事業費(補助)	1,179,200		
港 湾 改 良 費	26,000		
緊急地方道整備費	4,148,700		
緊急地方道整備費(街路)	253,900		
生活基盤緊急改善事業費	1,000,000		
地域づくり交流促進事業費	496,900		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
警 察 施 設 費	103,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
交 通 安 全 施 設 整 備 費	206,900			
喜多方工・商統合校産振棟整備費	237,100			
大規模改造費(高等学校)	1,895,500			
施設等整備費(教育センター)	500			
県立医科大学附属病院整備費	710,000			
県有施設耐震改修費	349,700			
大笹生養護学校校舎増改築費	242,300			
国直轄道路事業費	10,517,300			
国直轄河川事業費	919,500			
国直轄砂防事業費	408,900			
国直轄港湾事業費	1,560,000			
国直轄土地改良事業費	2,000			
海岸災害復旧費	101,900			
耕地災害復旧費	2,300			
治山災害復旧費	16,000			

漁 港 災 害 復 旧 費	199,800			
土 木 災 害 復 旧 費	1,415,600			
港 湾 災 害 復 旧 費	133,200			
石綿健康被害救済基金拠出金	15,700			
臨 時 財 政 対 策 債	55,078,000			
退 職 手 当 費	7,200,000			
県 営 林 管 理 費	32,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内	起債日から40年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
計	126,034,900			



平成21年度福島県公債管理特別会計予算

平成21年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,933,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		25,172
	1 財 産 運 用 収 入	25,172
2 繰 入 金		34,908,505
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,148,505
	2 基 金 繰 入 金	2,760,000
歳 入 合 計		34,933,677

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		34,933,677
	1 公 債 費	34,933,677
歳 出 合 計		34,933,677



平成21年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成21年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,314,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		1,664,157
	1 財 産 運 用 収 入	14,157
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,314,158

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		14,158
	1 基 金 管 理 費	14,158
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,314,158

平成21年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成21年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,850
2 繰 越 金		85,999
	1 繰 越 金	85,999
3 諸 収 入		154,400
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	154,081
	3 雑 入	318
歳 入	合 計	242,249

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		242,249
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	242,249
歳 出	合 計	242,249



第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金管理システム委託事業	平成 22 年度 から 平成 26 年度 まで	3,997



平成21年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成21年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,176,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		261,465
	1 繰越金	261,465
3 諸収入		914,984
	1 預金利息	2,751
	2 貸付金元利収入	912,193
	3 雑収入	40
歳 入 合 計		1,176,449

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		517,918
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	517,918
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		658,531
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	658,531
歳 出 合 計		1,176,449

平成21年度福島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成21年度福島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。





第 1 表 歳入歳出予算

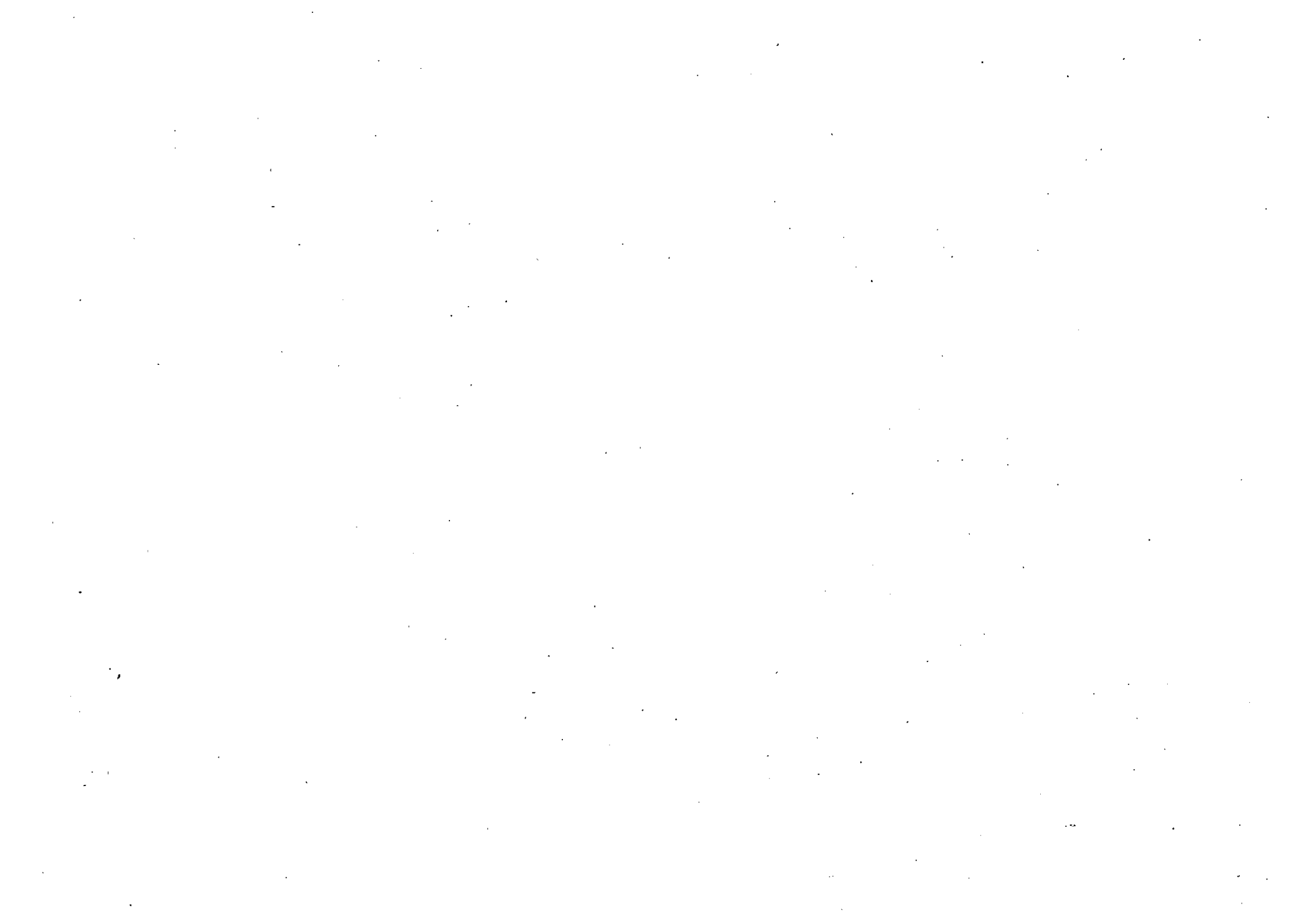
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			120,782
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	1
	3 諸収入	入	120,780
2 業務勘定収入			3,755
	1 繰入金	金	3,551
	2 繰越金	金	1
	3 諸収入	入	203
3 就農支援資金貸付勘定収入			66,391
	1 繰入金	金	10
	2 繰越金	金	46,994
	3 諸収入	入	19,387
4 就農支援資金業務勘定収入			476

款	項	金額
	2 繰越金	466
	3 諸収入	10
歳入合計		191,404

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 農 業 改 良 資 金			191,404
	1 貸 付 勘 定		120,782
	2 業 務 勘 定		3,755
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		66,391
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		476
歳 出 合 計			191,404



平成21年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成21年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ324,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		320,188
	1 繰越金	295,208
	2 諸収入	24,980
2 業務勘定収入		4,323
	2 繰越金	4,321
	3 諸収入	2
歳入合計		324,511

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 林業・木材産業改善資金		324,511
	1 貸付勘定	320,188
	2 業務勘定	4,323
歳 出 合 計		324,511



平成21年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成21年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		79,000
	1 繰入金	1
	2 繰越金	21,400
	3 諸収入	57,599
2 業務勘定収入		1,206
	1 繰入金	1,203
	2 繰越金	1
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		80,206

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		80,206
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	1,206
歳 出 合 計		80,206

平成21年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成21年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,046,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負 担 金	2
2 使用料及び手数料		1,082,347
	1 使 用 料	1,082,347
3 財 産 収 入		2
	1 財 産 売 払 収 入	2
4 繰 入 金		2,373,059
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,373,059
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		1,049
	1 雑 入	1,049
7 債		1,590,000

款	項	金額
	1 県 債	1,590,000
歳 入	合 計	5,046,460
<p>5</p>		



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 小名浜港港湾整備事業費		3,773,520
	1 ぶ頭埋立造成費	3,011,626
	2 荷役機械整備費	634,801
	3 上屋管理運営費	57,446
	4 港湾施設管理運営費	69,647
2 相馬港港湾整備事業費		1,207,925
	1 ぶ頭埋立造成費	1,142,792
	2 上屋管理運営費	49,924
	3 港湾施設管理運営費	9,740
	4 荷役機械整備費	5,469
3 中之作港港湾整備事業費		8,116
	1 ぶ頭埋立造成費	8,116
4 翁島港港湾整備事業費		56,899
	1 ぶ頭埋立造成費	54,114

款	項	金額
	2. 上 屋 管 理 運 營 費	2,785
歲 出	合 計	5,046,460

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	1,010,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	180,000			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	400,000			
計	1,590,000			



平成21年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成21年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,413,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,201,068
	1 負担金	4,201,068
2 使用料及び手数料		18
	1 使用料	18
3 国庫支出金		2,251,500
	1 国庫補助金	2,251,500
4 繰入金		4,518,035
	1 一般会計繰入金	4,518,035
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		24
	1 雑収入	24
7 県債		1,442,600

款	項	金額
	1 県 債	1,442,600
歳 入 合 計		12,413,246



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 流域下水道事業費		12,413,246
	1 管理費	3,181,663
	2 建設費	3,710,600
	3 公債費	2,309,671
	4 繰出金	3,211,312
歳 出	合 計	12,413,246



第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

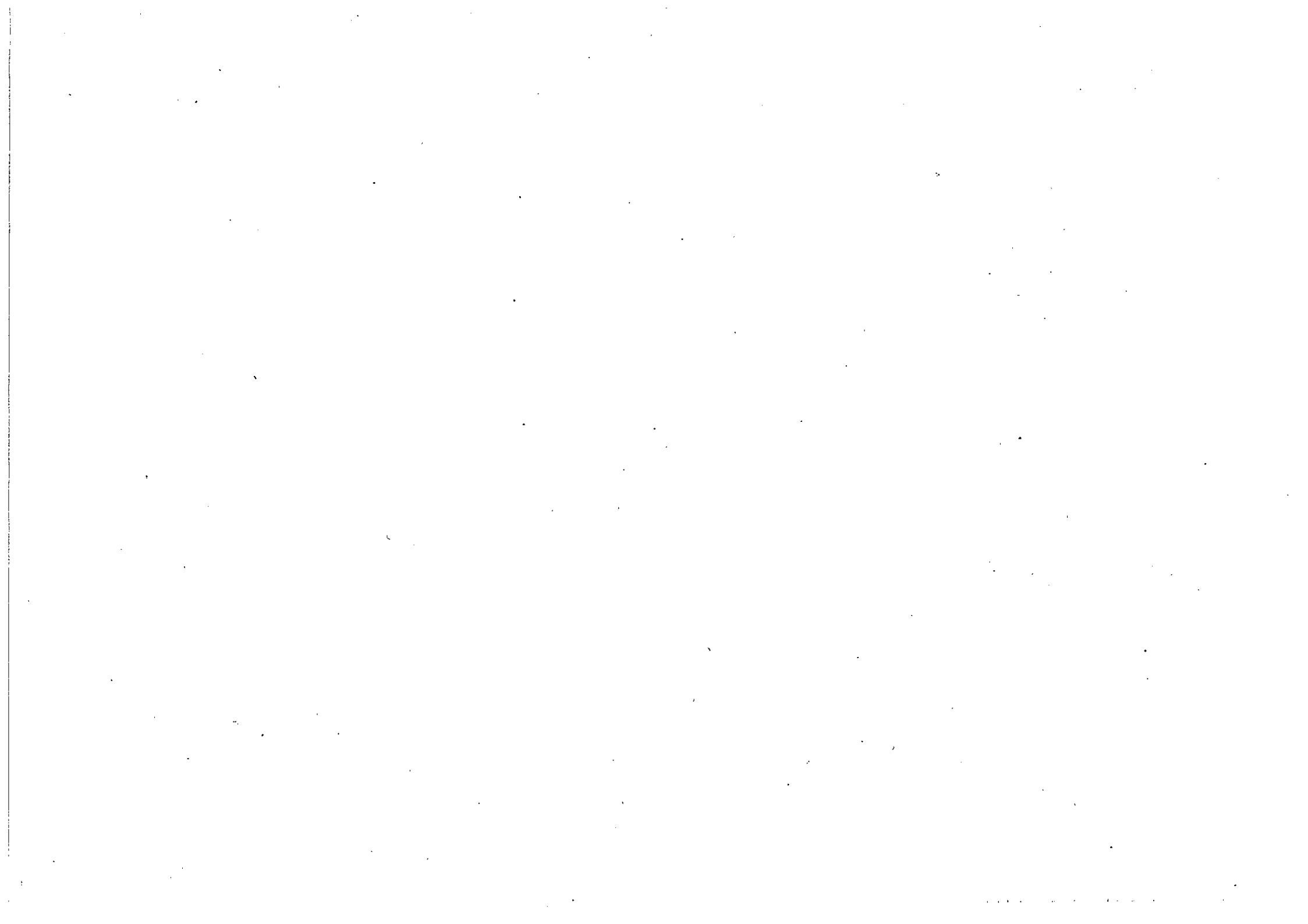
事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事 (県北処理区)	平成 22 年度 から 平成 23 年度 まで	2,678,000
同 上 (県中処理区)	平成 22 年 度	702,000



第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	6,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	703,500			
計	710,300			



平成21年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成21年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,706,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。





第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,643,506
	1 証 紙 収 入	3,643,506
2 繰 越 金		62,944
	1 繰 越 金	62,944
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,706,451

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,673,911
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,673,911
2 諸 支 出 金		2,540
	1 証 紙 買 戻 金	2,540
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,706,451

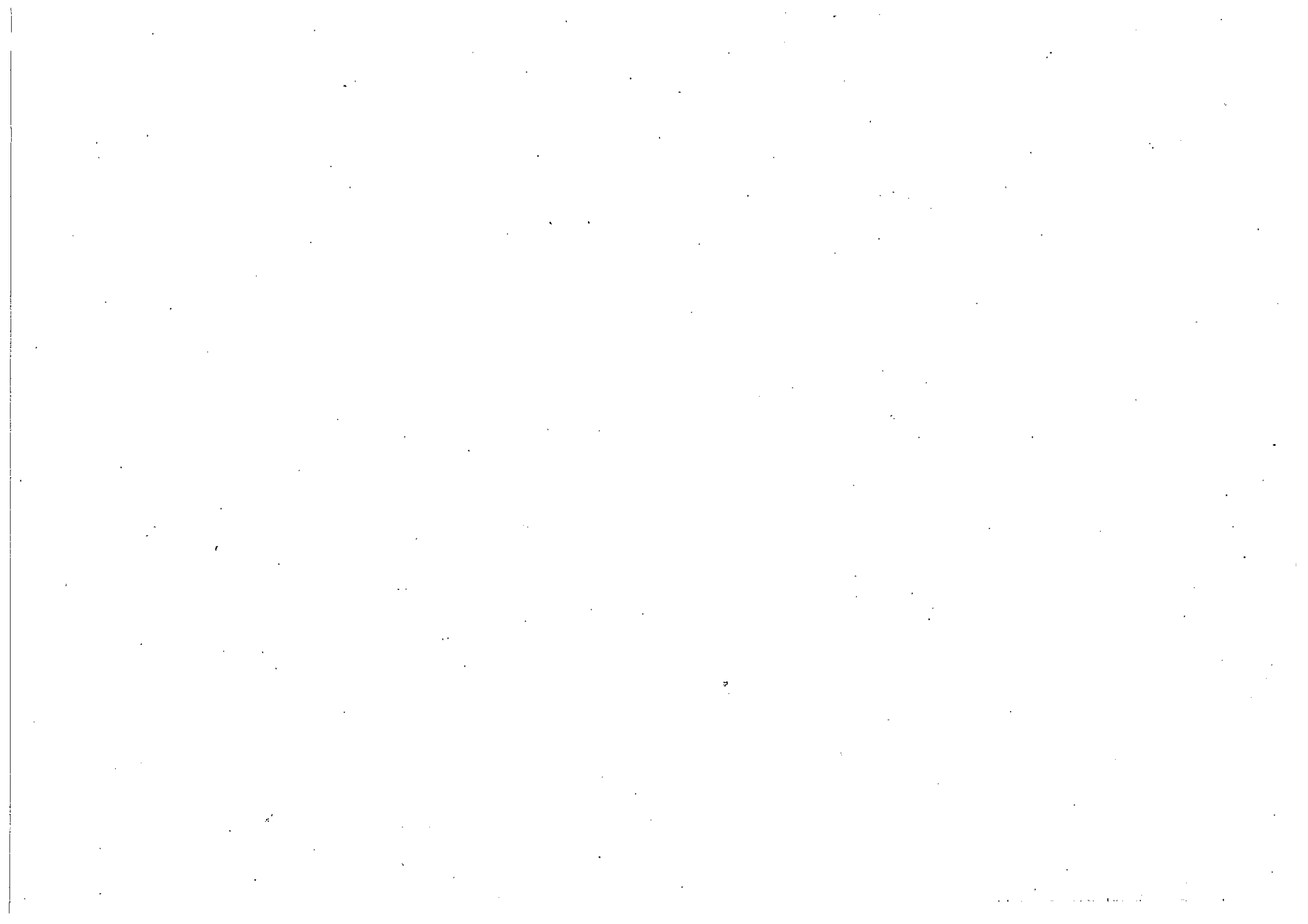
平成21年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成21年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ587,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		380,483
	1 国 庫 補 助 金	380,483
2 財 産 収 入		1,304
	1 財 産 運 用 収 入	1,304
3 繰 入 金		42,095
	1 一 般 会 計 繰 入 金	42,095
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		163,729
	2 貸 付 金 元 利 収 入	163,661
	3 雑 入	68
歳 入 合 計		587,613

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		587,613
	1 奨学資金貸付事業費	587,613
歳 出 合 計		587,613

平成21年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 71件               |
| (2) 年間総給水量  | 365,436,250立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 1,001,195立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,683,019千円
第1項 営業収益	2,352,896千円
第2項 営業外収益	310,672千円
第3項 特別利益	19,451千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,341,095千円
第1項 営業費用	1,968,760千円

第2項 営業外費用 372,332千円

第3項 特別損失 3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,402,615千円は、過年度分損益勘定留保資金1,075,577千円、当年度分損益勘定留保資金327,038千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,017,933千円

第1項 企業債 600,000千円

第2項 国庫支出金 95,400千円

第3項 出資金 310,954千円

第4項 工事負担金 11,577千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

第6項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 2,420,548千円

第1項 建設改良費 956,752千円

第2項 企業債等償還金 960,481千円

第3項 投資 500,000千円

第4項 国庫補助金精算金 3,315千円



(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	600,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、626,160千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 334,490千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,979千円と定める。

平成21年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 138,956平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	2,358,259千円
第1項 営業収益	2,345,404千円
第2項 営業外収益	12,854千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	4,461,682千円
第1項 営業費用	4,202,804千円
第2項 営業外費用	258,877千円
第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,575,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,575,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 230,000千円

第1項 企 業 債 230,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 1,805,000千円

第1項 企業債等償還金 1,805,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
元 利 金 債	230,000千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,030,864千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 62,131千円

(2) 交際費 50千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	71,386平方メートル	売却
		白河複合型拠点	67,570平方メートル	売却



平成21年度福島県公営企業資産活用事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度福島県公営企業資産活用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 収益的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公営企業資産活用事業収益 784千円

第1項 営業外収益 784千円

(資本的収入)

第3条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 8,167千円

第1項 長期貸付金償還金 8,167千円





平成21年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		1,005床
一 般 病 床		690床
結 核 病 床		50床
精 神 病 床		253床
感 染 症 病 床		12床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	191,030人
	1 日 平 均 患 者 数	523人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	307,458人
	1 日 平 均 患 者 数	1,271人
(3) 建 設 改 良 事 業		474,163千円
既 設 病 院 整 備		72,574千円
資 産 購 入		313,725千円

県立会津統合病院（仮称）整備事業

87,864千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	12,072,151千円
第1項 医業収益	8,983,132千円
第2項 医業外収益	3,073,633千円
第3項 特別利益	15,386千円

支 出

第1款 病院事業費用	13,964,819千円
第1項 医業費用	13,456,468千円
第2項 医業外費用	483,123千円
第3項 特別損失	25,228千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1,369,408千円
第1項 企業債	366,300千円
第2項 負担金	838,181千円

第3項	他会計からの長期借入金	72,229千円
第4項	固定資産売却代金	2,737千円
第5項	県立病院施設整備基金繰入金	86,351千円
第6項	雑収入	3,610千円

支 出

第1款	資本的支出	1,369,408千円
第1項	建設改良費	474,163千円
第2項	企業債償還金	819,407千円
第3項	貸付金	45,120千円
第4項	長期借入金返還金	27,109千円
第5項	県立病院施設整備基金積立金	3,609千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
既設病院整備費	70,300千円	1 借入方法	普通貸借又は債券 発行 債券の発行価格は、 知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

見直しを行  
った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

資 産 購 入 費      296,000千円                      同                      上                      同                      上                      同                      上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                                      7,919,719千円

(2) 交 際 費    1,330千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,617,184千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,949,705千円と定める。